

# 4. 総合事業について

## ①通所型短期集中予防サービスについて

・令和8年度から、総合事業の新たなメニューとして、**通所型短期集中予防サービス**が追加されます。

### 介護予防・日常生活支援総合事業の概要

#### (1) サービス・活動事業（第一号事業）

- 対象者（施行規則第140条の62の4）
  - ①要支援認定を受けた者
  - ②基本チェックリスト該当者（事業対象者）
  - ③継続利用要介護者（一部サービスに限る）

事業	内容
訪問型サービス	要支援者等に対し、掃除、洗濯等の日常生活上の支援を提供
通所型サービス	要支援者等に対し、機能訓練や集いの場など日常生活上の支援を提供
その他生活支援サービス	要支援者等に対し、栄養改善を目的とした配食や一人暮らし高齢者等への見守りを提供
介護予防ケアマネジメント	要支援者等に対し、総合事業によるサービス等が適切に提供できるようケアマネジメント

- ※ 事業対象者は、要支援者に相当する状態等の者を想定。
- ※ 基本チェックリストは、支援が必要だと市町村や地域包括支援センターに相談に来た者に対して、簡便にサービスにつなぐためのもの。
- ※ 介護予防訪問看護や介護予防福祉用具貸与等の介護予防サービスを利用する場合は、要支援認定を受ける必要がある。

#### (2) 一般介護予防事業

- 対象者  
第1号被保険者の全ての者及びその支援のための活動に関わる者

事業	内容
介護予防把握事業	収集した情報等の活用により、閉じこもり等の何らかの支援を要する者を把握し、介護予防活動へつなげる
介護予防普及啓発事業	介護予防活動の普及・啓発を行う
地域介護予防活動支援事業	住民主体の介護予防活動の育成・支援を行う
一般介護予防事業評価事業	介護保険事業計画に定める目標値の達成状況等を検証し、一般介護予防事業の評価を行う
地域リハビリテーション活動支援事業	介護予防の取組を機能強化するため、通所、訪問、地域ケア会議、住民主体の通いの場等へのリハビリテーション専門職等による助言等を実施

# 4. 総合事業について

## ①通所型短期集中予防サービスについて

サービス・活動Cという分類になります

多様なサービス・活動の分類（交付金の取扱いによるもの）						
訪問型 サービス・ 通所型 サービス	従前相当サービス	多様なサービス・活動				その他
		サービス・活動A (多様な主体によるサービス・活動)		サービス・活動B、 サービス・活動D（訪問型のみ） (住民主体によるサービス・活動)	サービス・活動C (短期集中予防サービス)	
		指定	委託			
実施手法	指定事業者が行うもの（第1号事業支給費の支給）	委託費の支払い		活動団体等に対する補助・助成	委託費の支払い	これらによらないもの  (委託と補助の組み合わせなど)
想定される実施主体	● 介護サービス事業者等 (訪問介護・通所介護等事業者)	● 介護サービス事業者等以外の多様な主体 (介護サービス事業者等)		● ボランティア活動など地域住民の主体的な活動を行う団体 ● 当該活動を支援する団体	● 保健医療に関する専門的な知識を有する者が置かれる団体・機関等	
基準	国が定める基準を例にしたもの					
費用	国が定める額（単位数） 額の変更のみ可		サービス・活動の内容に応じて市町村が定める額 加算設定も可			
対象者	● 要支援者・事業対象者	● 要支援者・事業対象者 ● 継続利用要介護者		● 要支援者・事業対象者 ● 継続利用要介護者 ※ 対象者以外の地域住民が参加することも想定	● 要支援者・事業対象者のうち、目標達成のための計画的な支援を短期集中的に行うことにより、介護予防・自立支援の効果が増大すると認められる者	
サービス内容 (訪問型)	旧介護予防訪問介護と同様* * 身体介護・生活援助に該当する内容を総合的かつ偏りなく老計10号の範囲内で実施することが求められる	● 高齢者が担い手となって活動（就労的活動を含む。）することができる活動 ● 介護予防のための地域住民等による見守りの実施 ● 高齢者の生活支援のための掃除、買い物等の一部の支援*を行う活動 など * 市町村の判断により老計10号の範囲を越えてサービス・活動を行うことも可能 ● 通院・買い物等の移動支援や移送前後の生活支援（原則としてB・Dでの実施を想定）			● 対象者に対し、3月以上6月以下の期間を定めて保健医療に関する専門的な知識を有する者により提供される短期集中的なサービス	
サービス内容 (通所型)	旧介護予防通所介護と同様* * 運動器機能向上サービス、入浴支援、食事支援、送迎等を総合的に行うことが求められる	● 高齢者が担い手となって活動（就労的活動を含む。）することができる活動 ● セルケアの推進のため一定の期間を定めて行う運動習慣をつけるための活動 ● 高齢者の社会参加のための生涯学習等を含む多様な活動を支援するもの ● 住民や地域の多様な主体相互の協力で入浴、食事等を支援する活動 など ● 送迎の実施				
支援の提供者	国が定める基準による 訪問型:訪問介護員等 サービス提供責任者 通所型:生活相談員、看護職員 介護職員、機能訓練指導員	市町村が定める基準による ● 地域の多様な主体の従事者 ● 高齢者を含む多世代の地域住民 ● (有償・無償のボランティア)		● 有償・無償のボランティア ● マッチングなどの利用調整を行う者	● 保健医療専門職	
その他生活支援サービス	その他生活支援サービスは、①栄養改善を目的とした配食や、②住民ボランティア等が行う見守り、③訪問型サービス、通所型サービスに準じる自立支援に資する生活支援（訪問型サービス・通所型サービスの複合的提供等）からなる。					

## 4. 総合事業について

### ①通所型短期集中予防サービスについて

#### 【概要】

- **サービス類型**: 通所型短期集中予防サービス
- **サービス内容**: 生活機能が低下している事業対象者及び要支援者を対象に、専門職等による約3か月間の集中的な支援を行うことで、効果的に生活機能回復を図るもの(週1~2回)
- **対象者**: 要支援1・2に認定された方、又は基本チェックリストに該当された方で、かつ運動器や口腔機能の低下等があり、短期間の集中的な機能訓練を受けることにより、生活機能の維持・改善が見込まれる方
- **サービス利用後**: 一般介護予防における住民主体の通いの場や社会参加のための場所への移行を目指します。また、利用者のニーズに沿って、通いの場への参加に至らない場合でも日々の家事や趣味活動の再開、継続ができることを目指します。
- **委託料(事業所は雲南広域連合との委託契約になります)**: 1人1回4,000円(自己負担なし)

## 4. 総合事業について

### ②通所型サービス(介護相当)の新規指定について

サービスの種類		通所型サービス(介護相当)
届出者	実施主体	社会福祉法人 雲南市社会福祉協議会
	所在地・代表者	雲南市三刀屋町三刀屋1212番地3 会長 大場 篤
事業所	名称	ふれあいセンター通所介護事業所
	所在地	雲南市掛合町入間482番地3
	管理者	願永 珠青
	利用定員	10人
	指定年月日	令和7年10月1日

## 4. 総合事業について

### ③通所型基準緩和サービスについて

#### ●毎月の実績報告書について

実績報告書のうち、「利用者状態区分」について、実際の実績区分と異なることが散見されます。事業所は必ず被保険者証を確認してください。

#### ●変更届について

令和8年度も変更がある場合は様式を提出してください。その場合、委託事業所については事業所番号がないため「電子申請・届出システム」での提出ができないので、これまで通りメールまたは郵送により提出してください。

## 4. 総合事業について

### ③通所型基準緩和サービスについて

#### ●令和7年度廃止事業所について

事業所	名称	ふきのとうサロン
	所在地	飯石郡飯南町頓原1070
	運営主体	株式会社 あゆみ
	管理者	安部 生郎